工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法令
	. = / 3	道路工事施行承認申	発注者	道路管理者	着工前	歩道切下げ・ガー	道路法第24条
		請	(受注者代行)	2241711		ドレールの撤去等	20010000
		道路占用許可申請	発注者	道路管理者	着工前	目的、場所、期	道路法第32条、
	/ /	Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	(受注者代行)	75m H - Z 1	78	間、構造、方法、	県·市町村条例
	道 路					時期、復旧方法	N. 14, 1 11 2 K D 1
	使		 発注者	警察署長	着工前	目的、場所、期	道路交通法第 77
	用	是超区///1111/11/11	(受注者代行)	百水石八	有工的	間、方法	条
	等		発注者	供給会社等	着工 30 日前	161(7)[2]	<u> </u>
		2017 D 12411.14	(受注者代行)	V ((14 24 12 1)	まで		
			発注者	供給会社等	着工30日前		
			(設計担当課)	V ((14 24 12 1)	まで		
		 指定区域内に特定施設			5.		
		特定施設設置届	発注者	市町村長	着工 30 日前	特定施設の種類	騒音規制法第 6
		(指定地域内に特定	(受注者代行)	111111111111111111111111111111111111111	まで	毎の数、騒音防止	条、埼玉県生活環
		施設を設置する場合)			5. (方法、配置図等	境保全条例
		特定施設使用届	 使用者	市町村長	特定施設とな	特定施設の種類	騒音規制法第 7
	騒	(指定地域内に特定	12/11/11	11.1112	った日から 30	毎の数、騒音防止	条1項
	音	施設を設置する場合)			日以内	方法、配置図等	注:指定地域とな
	関	MEDICE / UM 1/			L 2// 1	7 IA CILED (った場合の既存
共	係						施設
		 特定建設作業実施届	発注者	市町村長	作業開始7日	特定建設作業の	騒音規制法第 14
		(指定地域内に特定	(受注者代行)	11. 11.2	前まで	種類、場所、期	条、同法施行規則
通		建設作業を伴う建設			11.00	間、騒音防止の方	第10条
		工事を施行する場合)				法等	77 10 70
		指定区域内に特定建設	 作業を伴う建設工事	L を施工する場合		12. 3	
		特定施設設置届	発注者	市町村長	着工 30 日前	特定施設の種類	振動規制法第 6
	振	(指定地域内に特定	(受注者代行)		まで	毎の数、振動防止	条、埼玉県生活環
	動	施設を設置する場合)				方法、配置図等	境保全条例
	関	特定建設作業実施届	発注者	市町村長	作業開始7日	特定建設作業の	振動規制法第 14
	係	(指定地域内に特定	(受注者代行)		前まで	種類、場所、期	条、同法施行規則
		建設作業を伴う建設				間、振動防止の方	第 10 条
		 工事を施行する場合)				法等	
		土砂の排出の届出書	受注者	環境管理事務	排出を開始す	区域図、位置図、	埼玉県土砂の排
	土砂			所長	る日の20日前	土砂受け入れ証	出、たい積等の
	関係				まで	明書等	規制に関する条
	1术						例第6条
	省	省エネ措置の届出	発注者	所管行政庁	着工 21 日前	エネルギーの効	建築物省エネ法
	自工			(知事等)	まで	率的利用の為の	第19条
	ネ					措置(外壁・窓等	
	関					からの熱損失防止	
	係					等)	
		Į.	I .	I .	I .	I .	

工事	区分	申請・届出の名称	提 出 者	提 出 先	提出期限	摘要	法令	
		建築事業報告書	発注者	建築安全セン	許可申請及び	10mを超える場合	埼玉県中高層建	
				ター所長等	計画通知書提	等(用途地域によ	築物の建築に係	
					出前	り適用が異なる)	る指導等に関する	
							要綱等	
		許可等申請書	発注者	知事若しくは	計画通知書提	許可等を必要とす	都市計画法第	
				市町村長	出前	る場合	29、42 条等及び	
				又は			建築基準法第	
				特定行政庁			43、44、48 条等	
		工作物の新(増・改)築	発注者	知事又は環境	計画通知書提	県立自然公園特	埼玉県自然公園	
		許可申請書		管理事務所長	出前	別地域	条例第 12 条 3 項	
		工作物の新(増・改)築	発注者	知事又は環境	計画通知書提	県立自然公園普	埼玉県自然公園	
		届出書		管理事務所長	出前	通地域内で、高さ	条例第 14 条 1 項	
						13mを超える工作		
						物又は延面積		
						1,000 ㎡を超える		
						建築物		
	建	特定生活関連施設新	発注者	知事等	着工前	特定生活関連施	県福まち条例第	
		築等通知書				設の新築等(さい	25 条等	
	築					たま市内は同市の		
建	物					条例で規定する		
	123					施設の新築等)		
	•	計画通知[確認申請]	発注者	建築主事	着工前	昇降機及び昇降	建築基準法第 18	
<i>hth</i>	工	(建築物・工作物)(省				機以外の電気、機	[6]条	
築		工ネ計画)				械設備を含む。工		
	作					作物は、建基令		
	4-6					138 条に指定され		
	物					たもの		
						建築物省エネ法	《建築物省エネ	
						11条によるもの	法》13条	
		建築工事届	発注者	知事又は市町	着工前	10㎡を超える場合	建築基準法第 15	
		建築物除却届		村長			条	
		特定建築物環境配慮	発注者	知事等	着工 21 日前	延べ面積 2,000 ㎡	県温暖化対策条	
		計画書			まで	以上の新築等(さ	例第 20 条等	
						いたま市内及び		
						川越市内は当該		
						市の条例で規定		
						する規模及び行		
						為)における環境		
						への配慮のため		
					V: V	の計画	-t -n	
		建設リサイクル法対象	発注者	知事又は市町	着工前	特定建設資材の	建設リサイクル法	
		建設工事通知(対象建		村長 	(着工7日前ま	種類、着工の時	第 11[10]条	
		設工事届)			で)	期、工種の概要		

		T		ı	1	土な日公有・〇中明十就 見衣		
工事	区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法 令	
		工事完了通知	発注者	建築主事	完了日から 4	設計書、計画書、	建築基準法第 18	
		(工事完了届)	(受注者代行)		日以内	系統図、平面図等	〔7〕条	
						を添付		
		防火対象物使用開始	発注者	消防長	使用開始7日		火災予防条例第	
		届	(受注者代行)	(市町村長又	前まで		43条	
				は消防署長)				
		アスベスト事前調査結	受注者	知事又は市長	調査後遅滞な	全ての建築物、工	大気汚染防止法	
		果の報告			<	作物において事	第 18 条の 15、	
						前調査を実施し、	同法施行規則第	
						一定規模以上の	16条の11、	
						場合、アスベスト	石綿障害予防規	
						使用有無に関わら	則第4条の2	
						ず、結果を報告		
		特定粉じん排出等作	発注者	環境管理事務	着工 14 日前	吹付け石綿・石綿	大気汚染防止法	
		業(吹き付け石綿除去)		所長又は市長	まで	含有吹付け材、石	第 18 条の 17、	
		実施届				綿含有保温材等	同法施行規則第	
						が使用されている	10条の4	
						全ての建築物、工		
	建					作物		
	74	建設工事計画届	発注者	労働基準監督	着工 14 日前	高さ 31m を超える	労働安全衛生法	
	築		(受注者代行)	署長	まで	建築物等の建設、	第88条3項、	
建						解体、石綿除去作	労働安全衛生規	
Æ	物					業等	則第 90 条	
		建築物解体等作業届	受注者	労働基準監督	作業前	天井等に石綿等	石綿障害予防規	
		(ただし「アスベスト除	(作業を行う者)	署長		が使用されている	則第5条	
築	工	去工事計画書」を届				保温材等が張り付		
	作	出する場合は不要)				けられた建築物の		
	.,					解体等の作業を		
	物					行う場合の当該保		
						温材等の除去作		
						業		
		<u></u> 特定粉じん排出等作	発注者又は受注	環境管理事務	完了後		県マニュアル・市	
		業完了報告書	者	所長又は市長			町村条例	
		特定建築物届	 発注者	知事	使用開始後 1		建築物衛生法第5	
			(受注者代行)		ヶ月以内	面積、構造設備の	条	
			2		,,,,,,,,,	概要、建築物環境	※建築物衛生法	
						衛生管理者名	施行令第1条に	
						12 - 12 - 12 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 -	該当する建物	
				知事	形質変更に着	3,000 ㎡以上の土	土壌汚染対策法	
		地の形質の変更届出	(形質の変更をし		手する 30 日	地の形質変更	第4条	
		書	ようとするもの)		前まで	/ 3.2.2.2	. ,	
			発注者	知事	調査後速やか	3,000 ㎡以上の土	埼玉県生活環境	
		業所設置状況等調査	(土地改変者)		に	地の改変	保全条例第80条	
		報告書			,			
		1 × 1 1 1						

		機械等設置•移転•変	受注者	労働基準監督	着工 30 目前	機械等で、危険若	労働安全衛生法
	建	更届		署長	まで	しくは有害な作業	第88条1項
	築					を必要とするも	
建	物					の、危険な場所に	
	•					おいて使用するも	
	工					の又は危険若しく	
築						は健康障害を防	
	作					止するため使用す	
	物					るものの設置・移	
						転•変更	

						土は日公石・ハ	1
工事	区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令
		保安規程届出	発注者	産業保安監督	着工前		電気事業法第 42
				部			条
		主任技術者選任又は	発注者	産業保安監督	着工前		電気事業法第 43
		解任届出		部			条
		受電届	発注者	産業保安監督	受電開始の	受電電力 3000kW	電気使用制限等
				部	30 日前まで	以上の需要設備	規則第9条
		工事計画届出	発注者	産業保安監督	着工 30 日前	受電電圧10 kV以	電気事業法第 48
				部	まで	上の需要設備	条
		使用前安全管理審査	発注者	産業保安監督	使用前自主検	受電電圧10 kV以	電気事業法第 51
	電	申請	(受注者代行)	部	查後 30 日以	上の需要設備	条
	HE				内		
		自家用電気工作物使	発注者	産業保安監督	使用開始後遅	譲受け又は借受	電気事業法第 53
		用開始届出	(受注者代行)	部	滞なく	けた場合	条
-	気	自家用電気使用申込	発注者	電力事業者	着工前		電気供給約款
電			(受注者代行)				電気需給約款
<i>⊢</i>		電気需給契約	発注者	電力事業者	供給承認時		電気供給約款
気			(受注者代行)				電気需給約款
⊐ п.		自家用電気工作物落	発注者	電力事業者	落成予定確定		電気供給約款
設		成予定通知	(受注者代行)		時		電気需給約款
/++·		自主検査成績書	発注者	電力事業者	送電前		電気供給約款
備			(受注者代行)				電気需給約款
		電灯·電力使用申込	発注者	電力事業者	着工前		電気供給約款
			(受注者代行)				電気需給約款
		加入申込	入居機関の長	電気通信事業	利用意志確定		電話サービス契約
			(受注者代行)	者	次第		約款 12 条
							(NTT の場合)
		専用申込	入居機関の長	電気通信事業	利用意志確定		専用サービス契約
	通		(受注者代行)	者	次第		約款 11 条
							(NTT の場合)
	信	自営端末設備の接続	入居機関の長	電気通信事業	完成前		電話サービス契約
		請求	(受注者代行)	者			約款別記 16
							専用サービス契約
							約款別記7
							(NTT の場合)

工事		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法令
		航空障害灯(及び昼	発注者	航空局	着工前		航空法第 51 条
		間障害標識)設置免			(4週間前まで)		(及び施行規則
	航空	除の申請					132条の2)
	航空障害	航空障害灯(及び昼	発注者	航空局	工事完成時	60m以上の高さの	航空法第 51 条
		間障害標識)の設置				物件を設置すると	(及び 51 条の 2)
		届出				き	
		高層建築物等予定工	発注者	地方総合通	着工前	伝搬障害防止区	電波法第 102 条
		事届		信局		域に 31mを超える	Ø 3
						建築を行うとき	
		高層建築物等工事計	発注者	地方総合通	伝搬障害防	建築中の場合	電波法第 102 条
		画届		信局	止区域に指定		Ø 3
					されたとき		
電		一般放送の業務登録	発注者	地方総合通	(登録)業務	引込端子の数が	放送法第126条、
		申請及び業務開始届	(受注者代行)	信局	開始前(1.5 箇	501 以上の有線テ	129条
気					月以上前)、	レビジョン施設の	
					(開始)業務	場合	
設	電				開始前		
		有線電気通信設備	発注者	地方総合通	着工2週間前	引込端子の数が	有線電気通信法
備		設置届	(受注者代行)	信局	まで	50 端子までの有	第3条
						線テレビジョン施	
	波					設の場合	
		一般放送の設備設置	発注者	地方総合通	着工2週間前	引込端子の数が	有線電気通信法
		届及び業務開始届	(受注者代行)	信局	まで及び業務	51 から 500 までの	第3条、放送法第
					開始前	有線テレビジョン	133条
						施設の場合	
		電柱共架申請書	発注者	電柱所有者	着工前	電柱番号、電柱	
			(受注者代行)	(電気、電気通		所在地、共架設	
				信事業者等)		備内容等	
		同時再放送同意書	発注者	各放送局	着工前	アンテナの設置場	
			(受注者代行)			所、加入者数、業	
						務区域等	

						1	1. htt 1 lbr 2630
工事	区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘要	法令
		工事整備対象設備等	発注者	消防長又は消	着工 10 日前	自動火災報知設	消防法第 17 条の
		着工届出	(受注者代行)	防署長	まで	備、ガス漏れ警報	14、同法施行規
						設備等	則第 33 条の 18
		消防用設備等(特殊	発注者	消防長	着工 10 日前	非常警報設備、	火災予防条例
		消防用設備等)設置	(受注者代行)	(市町村長、消	まで	誘導灯、非常コン	
		計画届出		防署長)		セント、無線通信	
						補助設備等	
		電気設備設置届出	発注者	消防長	設置工事開	変電設備(20kW	火災予防条例
	消		(受注者代行)	(市町村長、消	始7日前まで	以上)	
電				防署長)		内燃機関による発	
						電設備、蓄電池	
戾	防					設備(4,800Ah・セル	
						以上)等	
設		燃料電池発電設備届	発注者	消防長	設置工事開		火災予防条例
		出	(受注者代行)	(市町村長、消	始7日前まで		
備				防署長)			
		消防用設備等(特殊	発注者	消防長	工事完了後 4	消防用設備等に	消防法第 17 条の
		消防用設備等)設置	(受注者代行)	(市町村長、消	日以内	関する図書及び	3 の 2、同法施行
		届		防署長)		同試験結果報告	規則第 31 条の 3
						書添付	
		計画通知•確認申請	発注者	建築主事	着工前	建築配置図、昇	建築基準法第 6
	昇	(昇降機)	(受注者代行)		廃止時	降機据付平面	条、18条、同法施
	降	•設置届			完了時	図、断面図、構造	行規則第1条
	機	•廃止届				詳細図	
		・完了届					

	事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法令
		給水装置工事申込	発注者	水道事業管	着工前	案内図、配置図、	給水条例等
		書兼施工承認申請	(受注者代行)	理者	(日本的	果	小日/1・/ベルコユ
		百水心上/水心中胡	(文任有1/11)	生日			
						上、承認を受ける	
	上					(上水道・給水装	
	水					置)	
	道	工事完了届	発注者	水道事業管	完了時	工事完成図添付	給水条例等
	<u> </u>		(受注者代行)	理者			
	給 水	指定水道工事店設	発注者	水道事業管	着工時	指定された者が	給水条例等
	装	計審査申込	(受注者代行)	理者		施工審査を受け	
	置					る	
	1)	指定水道工事店工	発注者	水道事業管	完了時	工事竣工後、工	給水条例等
給		事検査申込	(受注者代行)	理者		事検査を受ける	
		 給水申込	発注者	水道事業管	使用前	申込後量水器取	給水条例等
水		が自分とした。	(受注者代行)	理者	(人/14円)	付	1 4日/1・/トレコゴ
設		専用水道確認申請	発注者	知事	着工前	給水量、水源の	
備		4 \ 14 \ 1 \ 2 \ 2 \ 2 \ 2 \ 4 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1) July 11	√10 ∓	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	種別、地点、水	同法施行規則第
	専					質試験、施設の	53条
	用					概要等	33 未
	水	給水開始前の届		知事	使用前		
	道	桁/水		小 事 			
			(受注者代行)			検査	条、同法施行規
		卦面凉/m (7/m → □	水汁本	建筑 土 吏	業工 芸	二甲回 亚二回	則第10条、11条
		計画通知〔確認申	発注者	建築主事	着工前	配置図、平面図、	建築基準法第88
	高高さ	請](工作物)				構造図、断面図	条、18[6]条
	高架水槽 高さ8m超り	マ 妻☆マロ	av /7 +4	本かい ま	 	添付	7-11 60/00 120 3/46 3/1 60/00
	が	工事完了届	発注者	建築主事	工事完了後 4	検査を受け検査	建築基準法第 18
	, , ,				日以内	済証を受領	条、7条、同法施
					V V		行令第 138 条
		排水設備計画届	発注者	下水道事業	着工前	工事調書、案内	下水道条例
	公		(受注者代行)	管理者		図、配置図等添	
	共					付、排水設備工	
	水					事責任技術者選	
排	道 に					任	
171	下水	工事完了届	発注者	下水道事業	完成後5日以	検査を受け検査	下水道条例
水	公共下水道に下水排水	(除外施設)	(受注者代行)	管理者	内	証を受領	
	///	使用開始(変更)届	発注者	下水道事業	使用前	新設開始、休止	下水道条例
設			(受注者代行)	管理者		施設の再使用	
備		汚水排出届	発注者	河川管理者	使用前	汚水の水質、量、	河川法施行令第
νнз	以上 河川		(受注者代行)			処理方法、排出	16条の5
	上の 汚 50					方法等	
	の汚水排:						
	排 / 日						
	Н						
		ı	1	<u>i</u>	i		

提下水採取届 一					ř		王な官公署への	
# 計画	工事	区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法令
型・			建築物用地下水採取	発注者	知事	着工前	揚水設備の配置、	地下水法第4条、
区	抽	政	許可申請		(指定都市の		構造図添付	同法施工規則第1
区	下水	台 指			長)			条
1	採販	定 地	地下水採取届	発注者	知事	指定地区とな	使用している地下	地下水法第6条、
計画通知・確認申請 発注者 建築主事 着工前 見取図、形状、構 建築基準法第 18 造、大きさ等 条 条 条 条 条 条 条 条 条	以	区			(指定都市の	った日から1ヶ	水揚水設備の用	同法施行規則第4
冷化槽設関					長)	月以内	途、構造、場所	条
浄化槽設置品 発注者 (受注者代行) 知事 (保健所設置 市は市長) 着工 21 日前 達、大きさ等 決し数図、形状、構造、大きさ等 (限設建物に新たに浄化槽を設置 する場合) 冷化槽法第 5 条 (民設建物に新たに浄化槽を設置 する場合) 工事完了届 (計画通知〔確認申請)に基づく) 発注者 建築主事 日以内 高計立市長) 工事完了後 4 日以内 高計立を受額 検査を受け検査 済証を受額 建築基準法第 18 条、7条 特定施設使用廃止届 書 (特定施設 又は指定 地域特定施設 以指定 地域特定施設に該当 する場合) 発注者 加書 (特定施設 又は指定 地域特定施設に該当 する場合) 知事 原止後 30 日 以内 水質汚濁防止法 第 10 条 所轄消防署の指 定する者 (受注者代行) が需長 (受注者代行) 使用開始7日 前まで 設計書、仕録書、 系統図、平面図等 を添付 大災予防条例 イベ行) 消防 用設備等(特殊 消防用設備等(特殊 消防用設備等(特殊 消防器を 代行) 市轄消防署の指 消防及又は消 財署長 着工 10 日前 設計書、仕録書、 系統図等を添付 14、同法施行規則 第 33 条の 18 消防法第 17 条の 3 の 2、同法施行 規則第 31 条の 3			計画通知•確認申請	発注者	建築主事	着工前	見取図、形状、構	建築基準法第 18
(受注者代行) (保健所設置 まで							造、大きさ等	条
市は市長			浄化槽設置届	発注者	知事	着工 21 日前	見取図、形状、構	浄化槽法第 5 条
(・				(受注者代行)	(保健所設置	まで	造、大きさ等	既設建物に新た
(計画通知 (確認申請)に基づく) (計画通知 (確認申請)に基づく) (計画通知 (確認申請)に基づく) (保健所設置					市は市長)	(型式認定浄		に浄化槽を設置
冷化 七槽 工事完了届 (計画通知(確認申請)に基づく) 浄化槽使用廃止届出書 発注者 知事 (保健所設置 市は市長) 工事完了後 4 度止後 30 日 以内 市は市長) 検査を受け検査 紊証を受領 条、7条 建築基準法第 18 条、7条 特定施設使用廃止届出書 (特定施設又は指定 地域特定施設に該当する場合) 発注者 知事 知事 原止後 30 日 以内 水質汚濁防止法第 10 条 防火対象物使用開始 届出書 所轄消防署の指 定する者 (受注者代行) 消防長又は消 的署長 使用開始7日 前まで 設計書、仕様書、 系統図、平面図等 を添付 火災予防条例 系統図、平面図等 を添付 工事整備対象設備等 着工届出書 所轄消防署の指 定する者(受注者 代行) 消防長又は消 防署長 着工 10 日前 設計書、仕様書、 系統図等を添付 消防法第 17 条の 14、同法施行規則 第 33 条の 18 消防用設備等(特殊 消防用設備等(特殊 消防用設備等)設置 届 所轄消防署の指 定する者(受注者 定する者(受注者 所等) 工事完了後 4 同試験結果報告 消防用設備等に 消防法第 17 条の 月 30 2、同法施行 同試験結果報告						化槽は、10 日		する場合
化槽 - (計画通知 (確認申請)に基づく) 発注者 知事 廃止後 30 日 浄化槽法第 11 条の2 静化槽使用廃止届出書 発注者 知事 廃止後 30 日 水質汚濁防止法第 11 条の2 情定施設使用廃止届出書 発注者 知事 廃止後 30 日 水質汚濁防止法第 10 条 消防火対象物使用開始 所轄消防署の指 届出書 所轄消防署の指 定する者(受注者代行) 消防長又は消 使用開始7日 前まで 設計書、仕様書、系統図、平面図等を添付 火災予防条例 工事整備対象設備等 所轄消防署の指 定する者(受注者代行) 前防長又は消 育工 10 日前 設計書、仕様書、系統図等を添付 14、同法施行規則第 33 条の 18 14、同法施行規則第 33 条の 18 消防用設備等(特殊 消防用設備等(特殊 消防用設備等)設置 届 所轄消防署の指 市は財子の書長び 10 日以内 関する図書及び 3 の 2、同法施行 規則第 31 条の 3 の 2、同法施行 規則第 31 条の 3 2、同法施行 規則第 31 条の 3						前まで)		
1	浄		工事完了届	発注者	建築主事	工事完了後 4	検査を受け検査	建築基準法第 18
精	化		(計画通知〔確認申			日以内	済証を受領	条、7条
神化僧使用廃止庙田 書 発注者 知事 廃止後 30 日 以内 アイト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			請〕に基づく)					
市は市長) 特定施設使用廃止届 発注者 知事 廃止後 30 日 水質汚濁防止法 第 10 条 (特定施設又は指定 地域特定施設に該当 する場合) 防火対象物使用開始 所轄消防署の指 定する者 (受注者代行) 使用開始7日 設計書、仕様書、系統図、平面図等を添付 でする者 (受注者代行) 着工 10 日前 設計書、仕様書、消防法第 17 条の 定する者(受注者 大設	慴		浄化槽使用廃止届出	発注者	知事	廃止後 30 日		浄化槽法第 11 条
特定施設使用廃止届 出書 (特定施設又は指定 地域特定施設に該当 する場合)			書		(保健所設置	以内		の 2
出書 (特定施設又は指定 地域特定施設に該当 する場合) 所轄消防署の指 定する者 (受注者代行) 消防長又は消 防署長 使用開始7日 前まで 設計書、仕様書、 系統図、平面図等 を添付 火災予防条例 工事整備対象設備等 着工届出書 所轄消防署の指 定する者(受注者 代行) 消防長又は消 下電力の者(受注者 (受注者代行) 着工 10 日前 まで 設計書、仕様書、 系統図等を添付 14、同法施行規則 第 33 条の 18 消防用設備等(特殊 消防用設備等)設置 定する者(受注者 居 消防長又は消 下電力の者(受注者 (受注者 (尺行) 工事完了後 4 1 消防用設備等に 関する図書及び 同試験結果報告 消防法第 17 条の 3 の 2、同法施行 規則第 31 条の 3					市は市長)			
(特定施設又は指定地域特定施設に該当する場合) 所轄消防署の指定する者(受注者代行) 消防長又は消使用開始7日 設計書、仕様書、系統図、平面図等を添付 火災予防条例 (受注者代行) 市轄消防署の指定する者(受注者代行) 消防長又は消費工事整備対象設備等度する者(受注者代行) 着工 10 日前設計書、仕様書、系統図等を添付 消防法第17条の14、同法施行規則第33条の18 (股間) 消防用設備等(特殊所轄消防署の指摘防馬及は消費でする者(受注者保行) 市場所長又は消費の限力を減少である。 14、同法施行規則第33条の18 (日間) 消防用設備等(特殊所轄消防署の指定する者(受注者保行) 市場所長又は消費の限力を減少である。 14、同法施行規則第33条の18 (日間) 14、同法施行規則第31条の3 16 (日間) 16 17 18 (日間) 17 18 18 (日間) 17 18 18 (日間) 18 18 <td></td> <td></td> <td>特定施設使用廃止届</td> <td>発注者</td> <td>知事</td> <td>廃止後 30 日</td> <td></td> <td>水質汚濁防止法</td>			特定施設使用廃止届	発注者	知事	廃止後 30 日		水質汚濁防止法
地域特定施設に該当 する場合)			出書			以内		第 10 条
する場合)								
防火対象物使用開始 所轄消防署の指 消防長又は消 使用開始7日 設計書、仕様書、 火災予防条例 定する者 (受注者代行)			_ ,					
消水 工事整備対象設備等 所轄消防署の指 消防長又は消 着工 10 日前 設計書、仕様書、 消防法第 17 条の まで			する場合)					
(受注者代行) を添付 を添付 で添付 で添付 で添け で添け で添け で添け で								火災予防条例
消水 工事整備対象設備等 所轄消防署の指 消防長又は消 着工 10 日前 設計書、仕様書、 消防法第 17 条の系統図等を添付 14、同法施行規則第 33 条の 18 指防用設備等(特殊消防用設備等)設置 定する者(受注者 代行) 消防長又は消 工事完了後 4 消防用設備等に 消防法第 17 条の関する図書及び 3 の 2、同法施行届 日以内 関する図書及び 7 の 3 3 の 2、同法施行同試験結果報告 規則第 31 条の 3			届出書		防署長	前まで		
大設備 者工届出書 定する者(受注者 代行) 防署長 まで 系統図等を添付 14、同法施行規則 第 33 条の 18 消防用設備等(特殊 消防用設備等)設置 届 所轄消防署の指 消防長又は消 工事完了後 4 消防用設備等に 消防法第 17 条の 17 条の 18 財防用設備等)設置 定する者(受注者 K行) 日以内 関する図書及び 3 の 2、同法施行 規則第 31 条の 3				(受注者代行)			を添付	
大設備 者工届出書 定する者(受注者 代行) 防署長 まで 系統図等を添付 14、同法施行規則 第 33 条の 18 消防用設備等(特殊 消防用設備等)設置 届 所轄消防署の指 消防長又は消 工事完了後 4 消防用設備等に 消防法第 17 条の 17 条の 18 財防用設備等)設置 定する者(受注者 K行) 日以内 関する図書及び 3 の 2、同法施行 規則第 31 条の 3								
2	消		工事整備対象設備等	所轄消防署の指	消防長又は消	着工 10 日前	設計書、仕様書、	消防法第 17 条の
備 消防用設備等(特殊 所轄消防署の指 消防長又は消 工事完了後 4 消防用設備等に 消防法第 17 条の消防用設備等)設置 定する者(受注者 防署長 日以内 関する図書及び 3 の 2、同法施行 届 代行) に試験結果報告 規則第 31 条の 3		_	着工届出書	定する者(受注者	防署長	まで	系統図等を添付	14、同法施行規則
消防用設備等(特殊 所轄消防署の指 消防長又は消 工事完了後 4 消防用設備等に 消防法第 17 条の 消防用設備等)設置 定する者(受注者 防署長 日以内 関する図書及び 3 の 2、同法施行 届 代行) 同試験結果報告 規則第 31 条の 3				代行)				第 33 条の 18
消防用設備等)設置 定する者(受注者 防署長 日以内 関する図書及び 3 の 2、同法施行 届 代行) 用試験結果報告 規則第 31 条の 3	備							
届 代行) 同試験結果報告 規則第31条の3			消防用設備等(特殊	所轄消防署の指	消防長又は消	工事完了後 4	消防用設備等に	消防法第 17 条の
			消防用設備等)設置	定する者(受注者	防署長	日以内	関する図書及び	3 の 2、同法施行
書添付			届	代行)			同試験結果報告	規則第 31 条の 3
							書添付	

工事区分 申請・届出の名称 提出者 提出集 提出期限 摘要 ガス 市 ガス 市 ガス 市 ガス 情備 ス が ス 市 ガス (受注者代行) 一次 (可能力) <t< th=""><th>、位 消防法第 9 条の 火設 2、危険物の規制 に関する政令第 1 条の 10</th></t<>	、位 消防法第 9 条の 火設 2、危険物の規制 に関する政令第 1 条の 10
ガ ス 市 市 ガ 備 ス (受注者代行) 図添付 液化石油ガス貯蔵又は消 者工前 は取扱いの開始届 (300 kg以上貯蔵の場合) 発注者 (受注者代行) 消防長又は消 着工前 版扱い数量 置、構造、消 備の概要等 ガ 液 特定高圧ガス消費届 発注者 知事 消費開始の 位置、構造	、位 消防法第 9 条の 火設 2、危険物の規制 に関する政令第 1 条の 10
ス 市 ガ (受注者代行) 図添付 液化石油ガス貯蔵又は消力ス貯蔵スは取扱いの開始届(300 kg以上貯蔵の場合) 発注者(受注者代行) 消防長又は消費用 着工前 取扱い数量 置、構造、消備の概要等 ガ液 特定高圧ガス消費届 発注者 知事 消費開始の 位置、構造	火設 2、危険物の規制 に関する政令第 1 条の 10
設備 ガ 備 液化石油ガス貯蔵又 は取扱いの開始届 (300 kg以上貯蔵の場合) 発注者 (受注者代行) 消防長又は消 防署長 着工前 防署長 取扱い数量 置、構造、消 備の概要等 ガ 液 特定高圧ガス消費届 発注者 知事 消費開始の 位置、構造	火設 2、危険物の規制 に関する政令第 1 条の 10
液化石油ガス貯蔵又 発注者 消防長又は消 着工前 取扱い数量 で表達者 で表達者 では取扱いの開始届 で表達者代行 で表達者代行 で表達して、	火設 2、危険物の規制 に関する政令第 1 条の 10
は取扱いの開始届 (受注者代行) 防署長 置、構造、消 備の概要等 方 液 特定高圧ガス消費届 発注者 知事 消費開始の 位置、構造	火設 2、危険物の規制 に関する政令第 1 条の 10
は取扱いの開始届 (受注者代行) 防署長 置、構造、消 備の概要等 方 液 特定高圧ガス消費届 発注者 知事 消費開始の 位置、構造	火設 2、危険物の規制 に関する政令第 1 条の 10
(300 kg以上貯蔵の場合) 備の概要等 ガ液 特定高圧ガス消費届 発注者 知事 消費開始の 位置、構造	に関する政令第 1 条の 10
合) 方 液 特定高圧ガス消費届 発注者 知事 消費開始の 位置、構造	条の 10
ガ 液 特定高圧ガス消費届 発注者 知事 消費開始の 位置、構造	
	、設 高圧ガス保安法
ス 1. (3,000 kg以上) (受注者代行) 20 日前 備、消費の方	法 第24条の2
ス 化石 (3,000 kg以上) (受注者代行) 20 日前 備、消費の方 設 油油 液化石油ガス設備工 備 消防長又は消 工事完了後 貯蔵能力、 貯蔵能力、 インス 東京 は後 ト 次の方 大名 <	工事 液化石油ガス法
備	の基 第 36 条、第 38 条
(床面積 1,000 m²以上 売事業者等 貯 蔵 能 力 が 貯蔵能力が 準に適合して	いる の 3、同法施行規
の事務所等で貯蔵能 3,000kg 以上の 3,000kg 以 書類	則第 51 条、86~
力が 500 kg超の場合) 場合は知事 上の場合は	88 条
着工前	
1日の冷凍能力が、二酸化炭素、フルオロカーボン(不活性のものに限る)20トン以上50トン末	満、フルオロカーボン(不
活性のものを除く)及びアンモニア、5トン以上50トン未満、その他のガス3トン以上20トン未満	苟
高圧ガス製造届 発注者 知事又は政令 製造開始の 製造施設明	細添 高圧ガス保安法
(受注者代行) 市 20 日前 付	第5条2項、冷凍
	保安規則第4条
冷 1日の冷凍能力が、二酸化炭素、フルオロカーボン及びアンモニア 50トン以上、その他のガス	20トン以上
真圧ガス制造装可由 発注者 知事又は確会 制造開始の 制造計画書派	
凍 請 (受注者代行) 市 20日前	第5条1項、冷凍
設	保安規則第3条
備 製造施設完成検査申 発注者 知事又は政令 完成時 検査を受け	
請(受注者代行) 市 検査証を受領	
	安規則第21条
高圧ガス製造開始届 発注者 知事又は政令 製造開始時	高圧ガス保安法
(受注者代行) 市	第 21 条、冷凍保
	安規則第29条

		1	ſ	エルロンは、ツァ	下明丁心 克久		
工事	区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出期限	摘 要	法令
		構造検査申請	製造者	登録製造時等	製造後	検査を受け刻印	労働安全衛生法
				検査機関(又		及び明細書に検	第 38 条、ボイラー
				は労働局長)		査済印を受ける	規則第5条(第1種
						注:現場組立のボ	圧力容器の場合
						イラーにあっては	第 51 条)
						設置完了後に構	
ボイ	新					造検査を受ける	
イラー	設	設置届	発注者	労働基準監督	着工 30 日	明細書、構造検査	労働安全衛生法
- 及 び	0		(受注者代行)	署長	前まで	証、配置図、配管	第 88 条、ボイラー
び第	£			(埼玉県人事委		図等	規則第 10 条 (第
種	0			員会委員長)			1種圧力容器の場
圧							合第 56 条)
力容器設		落成検査申請	発注者	労働基準監督	落成時	検査を受け検査	労働安全衛生法
器設			(受注者代行)	署長		済証を受領	第 38 条、ボイラー
備				(埼玉県人事委			規則第 14 条(第1
				員会委員長)			種圧力容器の場
							合第 59 条)
	再	使用再開検査申請	発注者	労働基準監督	完成時	構造図、明細書、	労働安全衛生法
	再使用のも		(受注者代行)	署長		配置図等	第 38 条、ボイラー
	0 6			(埼玉県人事委			規則第 46 条
	Ō			員会委員長)			

工事		請手続一覧表 申請・届出の名称	提 出 者	提 出 先	提出期限	摘 要	法令
		設置報告	受注者	労働基準監	1/CIA/911X	構造図、明細	ボイラー規則第
18		KEIKI	<u> </u>		竣工時	書、配置図等	91条
ボ イ ラ 型	_			(埼玉県人事	-X_L.,,		労働安全衛生法
ラ <u>型</u> l				委員会委員			第100条
				長)			37 100 %
		熱風炉・炉・かまど・ボ	/ /ラー(小型以下)	127			
す火		火を使用する設備	発注者	消防長	着工 7 日前	設置概要、配置	消防法第 9 条、
する設備		等の設置届	(受注者代行)	(市町村長、	1 まで	図等	火災予防条例
備用		守 少 跃 巨 畑	(文任省1(11)	消防署長)		囚夺	八灰丁的木的
				知事、市町	選任したとき		消防法第13条、
	定数	選任届	(受注者代行)	村長又は消	遅延なく		危険物の規制に
	超量の	经江/山	(文压品1417)	防署長	T. W. S.		関する政令第31
	超過超過の三十倍			19741			条 条
	十 倍						*15
<i>t</i> z.		危険物設置許可申	発注者	知事又は市	着工前	製造所等の構	消防法第 11 条 1
危険物の製造所・貯蔵所・取扱所		請	(受注者代行)	町村長		造、設備図面等	項、危険物の規
物 の		(製造所・貯蔵所・取				添付	制に関する政令
製造	指	扱所)					第6条
所	定 数	水張·水圧検査申請	製造者	知事又は市	施工中	容器に配管、附	危険物の規制に
蔵	致 量			町村長		属品を取付ける	関する政令第 8
所	以					前に申請	条の2の2、火災
扱	上						予防条例
PIT		完成検査申請	発注者	知事又は市	完成時	検査を受け検査	危険物の規制に
			(受注者代行)	町村長		証を受領	関する政令第 8
_							条
	1 指	少量危険物の貯蔵・	発注者	消防署長	完成時	品名、数量等	火災予防条例
	/5以上	取扱届出	(受注者代行)				
	上						
ば		ばい煙発生施設設	発注者	知事又は指	着工60日前	ばい煙発生施設	大気汚染防止法
ばい煙関係	_	置届	(受注者代行)	定都市の長	まで	の種類、構造、	第6,10,31条、大
関 係						使用方法、処理	気汚染防止法施
		10 [, 10-11	Ī			方法等	行令第 13 条
	ļ	つり上げ荷重3トン以 クレーン設置届	上 発注者	労働基準監	設置工事開	明細書、組立	労働安全衛生法
		/レ マ以旦畑	完任4 (受注者代行)	万 側 苤 毕 監 督署長	始 30 日前ま	図、強度計算書	第88条、同法施
			(XILTIVII)	(埼玉県人事	別 の 日 削 よ	等	行令、クレーン等
				委員会委員		4	安全規則第5条
クレ				長)			
		つり上げ荷重 0.5 トン	 以上 3トン未満	^/	<u> </u>		<u> </u>
ン		クレーン設置報告書	発注者	労働基準監	クレーン設置		労働安全衛生法
			(受注者代行)	督署長	前		施行令第13条3
				(埼玉県人事			項、クレーン等安
				委員会委員			全規則第11条
				長)			
				K)			

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提 出 先	提出期限	摘 要	法 令
有機溶剤		有機溶剤設備等設	発注者	労働基準監	設置工事開	作業場所図面、	労働安全衛生法
		置届	(受注者代行)	督署長	始 30 日前ま	設備等の図面、	第 88 条
				(埼玉県人事	で	適用書等添付	
				委員会委員			
				長)			
ダイオキシン	1	廃棄物焼却施設解	受注者	労働基準監	工事開始 14	廃棄物焼却炉	労働安全衛生法
		体工事計画届出	(施工業者)	督署長	日前	(火格子面積が 2	第88条3項、
						m ² 以上又は焼却	労働安全衛生規
						能力が 1 時間当	則第 90 条
						たり 200kg 以上)	
景観	_	景観計画区域内にお	発注者	市町村長	行為着手 30	一定規模を超え	景観法第 16 条 1
		ける行為の届出	(受注者代行)		日前	る建築物・工作物	項、同法施行規
						の新築や修繕等	則第1条
							埼玉県景観条例
埋蔵文化財	_	埋蔵文化財発掘の通	発注者	埼玉県教育	工事計画策	工事箇所の位置	文化財保護法第
		知		委員会教育	定前	図、工事の概要	94 条
				長またはさい		がわかる図面等	
				たま市教育委		添付	
				員会教育長			
緑地	区域内行為	ふるさとの緑の景観	発注者	知事	行為着手 30	一定規模を超え	ふるさと埼玉の緑
		地の区域内行為届出		又は市長村	日前	る建築物・工作物	を守り育てる条例
				長		の新築、新築又	第 10 条
						は改築 等	
	緑化計画	緑化計画届出	発注者	知事	建築基準法	敷地面積 1,000	ふるさと埼玉の緑
				又は市長村	第 18 条によ	m゚以上の建築	を守り育てる条例
				長	る「計画通知」	(新築、改築、増	第 26 条
					の提出を行う	築、移転)	
					前		

(注) 各申請手続きは各工事ごとに必ず確認すること。一覧表は参考資料です。

表中の法令の略称を次に示す。

県福まち条例:埼玉県福祉のまちづくり条例

建築物省エネ法:建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 建設リサイクル法:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

建築物衛生法:建築物における衛生的環境の確保に関する法律

液化石油ガス法:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

ボイラー規則:ボイラー及び圧力容器安全規則 県温暖化対策条例:埼玉県地球温暖化対策推進条例

地下水法:建築物用地下水の採取の規制に関する法律